

令和6年度 沖縄県スクールソーシャルワーカー求人情報

仕事内容	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、支援を行う。 (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 (5) 教職員等への研修活動 ※スクールソーシャルワーカースーパーバイザーについては、スクールソーシャルワーカー等への指導助言を行う。			
就業場所	(国頭、中頭、那覇、島尻、宮古、八重山) 教育事務所 各教育事務所管内の小・中学校等			
雇用形態	会計年度任用職員			
雇用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
資格	(1) スクールソーシャルワーカーは、次の事項に該当する者 ○ 社会福祉士や精神保健福祉士の福祉に関する専門的な資格を有する者 (2) スクールソーシャルワーカーに準ずる者は、次の事項いずれかに該当する者 ① 教育や福祉の両面に関する、専門的な知識・技術を有する者 ② 教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者 (3) スクールソーシャルワーカースーパーバイザーは、次の事項に該当する者 ① 教育と福祉の両分野において、高い専門的な知識と経験を有し、スクールソーシャルワーカー等に対し指導助言及び研修講師を行える者 ② 教育や福祉分野における大学や専門学校等の教員(経験も含む)、もしくはそれと同等の能力を有する者 ※普通自動車運転免許証の所持は必須			
報酬		①-1 スクール ソーシャルワーカー	①-2 スクール ソーシャルワーカー に準ずる者	② スクール ソーシャルワーカー スーパーバイザー
	賃金(時給)	3,500 円(固定給)	2,400 円(固定給)	2,400 円～3,500 円
	月給(最大)	336,000 円	230,400 円	42,000 円
	昇 級	な し		
	賞 与	支給あり		支給なし
	通勤手当	県規則に基づき支給		
	加入保険	雇用、労災、社保		労災
就業時間	①-1,スクールソーシャルワーカー、①-2,スクールソーシャルワーカーに準ずる者 (1) 始業 (08:30)～終業 (17:15) の間の、6 時間 (休憩時間を除く) ※6:30～22:00 に変更する場合あり (2) 週 4 日以内、月 16 日以内、年間 176 日以内 <hr/> ②スクールソーシャルワーカースーパーバイザー (1) 始業 (08:30)～終業 (17:15) の間の、6 時間以内 (2) 月 12 時間以内、年間 132 時間以内			
応募方法等	・「令和6年度 沖縄県スクールソーシャルワーカー選考実施要項」参照 ・再度の任用については、再び求人がある場合において同一人が応募し、選考を踏まえて、再度任用される場合があります。			